

## 取扱店向け説明資料

### 平成 29 年度元気発信プロジェクト事業

### 「柏崎で買って！食べて！使いましょう！プロジェクト」

### ～1万円×2,000 本・柏崎史上最大の福引大会～

#### 1 事業の目的

商品券等を景品とするスタンプラリーを展開し、消費者と事業者とのマインド向上を図ることで景気の停滞感を払拭し、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。  
⇒スタンプラリーを半年間続けることで、お店に何度でも足を運ぶ機会を設けます。事業者の皆様におかれましては、新たなお客様の取り込みやサービスの提供などで事業を盛り上げてください。

#### 2 事業の流れ

①取扱店の登録（第一次締切り 5/19＝広報 6/5 チラシに店名が掲載されます。その後  
随時受付＝チラシに店名は掲載されませんが、HP上で更新します。）

↓

②スタンプラリー（6/10(土)～10/9(月・祝)）

↓

③福引抽選会（景品は1万円分商品券×2,000本）

抽選日 7月～10月の第一土日月曜日【7/1.2.3、8/5.6.7、9/2.3.4、10/7.8.9】

↓

④当選商品券【元気発信商品券】流通開始（7/1(土)～12/31(日)）

↓

⑤再抽選福引大会（景品は市内特産品、総額200万円分）

抽選日 7月～10月の最終土日月曜日【7/29.30.31、8/26.27.28、9/23.24.25、10/28.29.30】

↓

⑥使用済商品券換金期間（7/3(月)～1/19(金)の間、市内柏崎信用金庫営業時間内）

#### 3 取扱店の目印

取扱店の目印として、参加店ステッカー（A5 サイズ）とポスター（A2 サイズ）を、原則1取扱店当たり1枚ずつ配布しますので、消費者の分かりやすいところに掲示してください。

ステッカー



ポスター



#### 4 スタンプラリーの方法

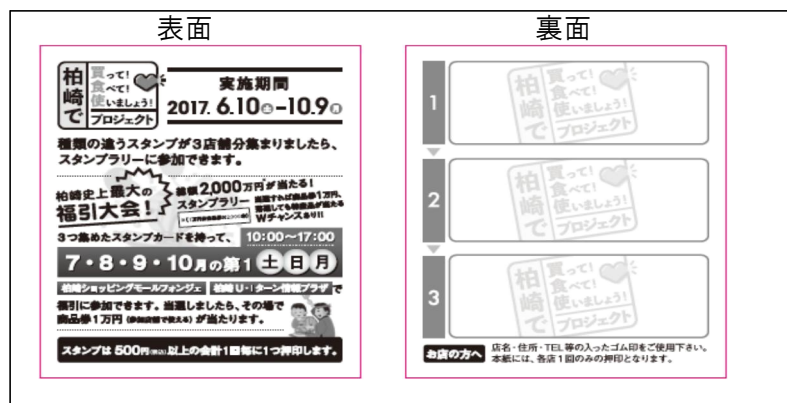
スタンプラリーは、後述の福引大会事業への必要要件となります。多くの消費者が来店することが予想されますので統一のルールの下で、公平な対応をお願いいたします。規定を満たしていないにもかかわらず、サービスで押印するなどの行為は、混乱を来すだけでなく、税金を活用した本事業の趣旨に反し、何よりもお客様にご迷惑が掛かりますので、誠に慎んでください。

- ・期間 平成29年6月10日(土)から10月9日(月)まで
- ・方法

##### ①スタンプラリーカードの配布

広報6/5チラシ刷込みで3.5万部市民向けに配布します。また、取扱店用として、1取扱店当たり100枚お渡しします。取扱店で不足が生じましたら、事務局にて追加配布を受けてください。

スタンプラリーカード



②スタンプラリーカードへの押印

(1)消費者は、取扱店で500円以上（消費税を含む。）の買物、飲食及びサービスを受けます。なお、この時の500円とは、現金、プリペイドカードやポイントカード等を含むカード類及びその他取扱店で通貨と同様に利用が認められている全ての支払方法を指します。ただし、掛け売りは、対象外とします。

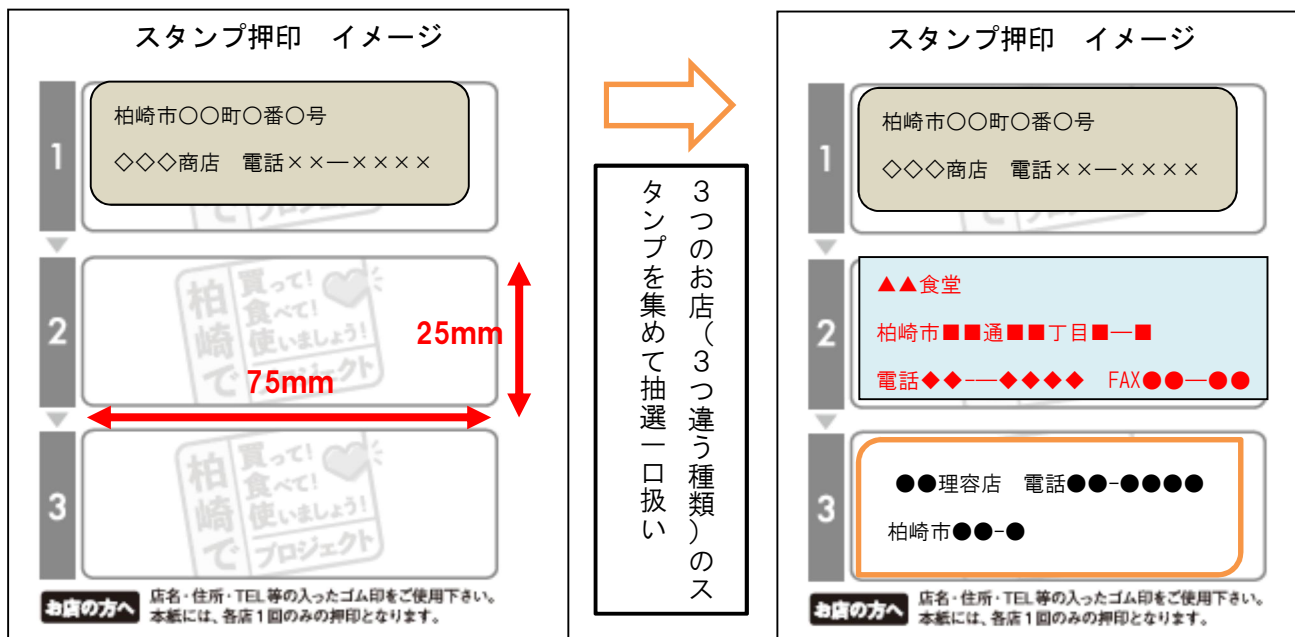
(2)取扱店は、500円以上の消費1回ごとに店名スタンプをスタンプラリーカードに押印してください。この時の500円以上の消費1回ごととは、次の規定に基づき取扱店が判断してください。⇒スタンプは既存の社判等で結構ですが、店名（支店の場合は支店名）、所在地、電話番号等が入ったものを用意してください。

●500円を超える消費額は、一律とする。

（例：1,000円の消費額でも押印は1つである。）

●押印の基準は、1会計に対して1押印とする。飲食店など、複数人での消費額が500円以上の場合であっても、会計が同一であれば押印の対象となるスタンプラリーカードは1枚とする。

（例：家族4人で2,000円以上の消費がなされても、その会計が同一の場合、1枚のスタンプラリーカードに1押印となる。）。



(3)消費者は、スタンプラリーカードに店名が違う3店分のスタンプを集めます。これが後述する福引大会時における1回分の抽選券となります。なお、この時市内に複数支店がある事業所は、それぞれを1取扱店とします。したがって、それぞれの支店ごとにスタンプを用意してください。

(4)スタンプラリーは、期間中であれば誰でも、何度でも参加できますが、最終日は10/9の午後4時（10/9抽選終了1時間前）までとします。

## 5 元気発信商品券

### ①商品券について

- ・名称 柏崎元気発信商品券 ・発行者 元気発信プロジェクト実行委員会
- ・発行総額 2,000万円=1万円分(500円券×20枚)の商品券を1単位とし、これを封筒詰め(ブックイングせずバラ使用可能)したもの
- ・利用期間 平成29年7月1日から同年12月31日まで
- ・換金期間 平成29年7月3日から平成30年1月19日までの間で、柏崎信用金庫営業時間内

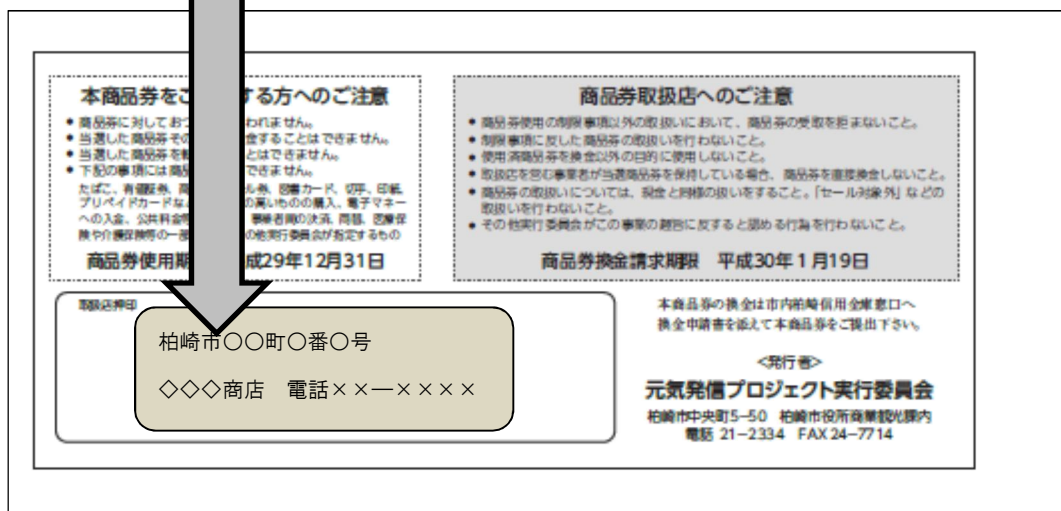
柏崎元気発信商品券(表面)



### ②換金方法について

- (1)取扱店は商品券受領後、直ちに商品券の再利用を防止するため、使用済商品券の裏面に自店名をスタンプしてください。

柏崎元気発信商品券(表面)



(2)取扱店が換金する際には、(1)の使用済商品券とともに、換金請求書 (3枚複写式) に 店名、取扱店番号、日付、使用済商品券枚数及び換金額を記入し、市内柏崎信用金庫営業時間内に提出してください。また、換金の際に本人確認書類を求められる場合がありますので、換金に行かれる方は運転免許証など確認書類を携行してください。

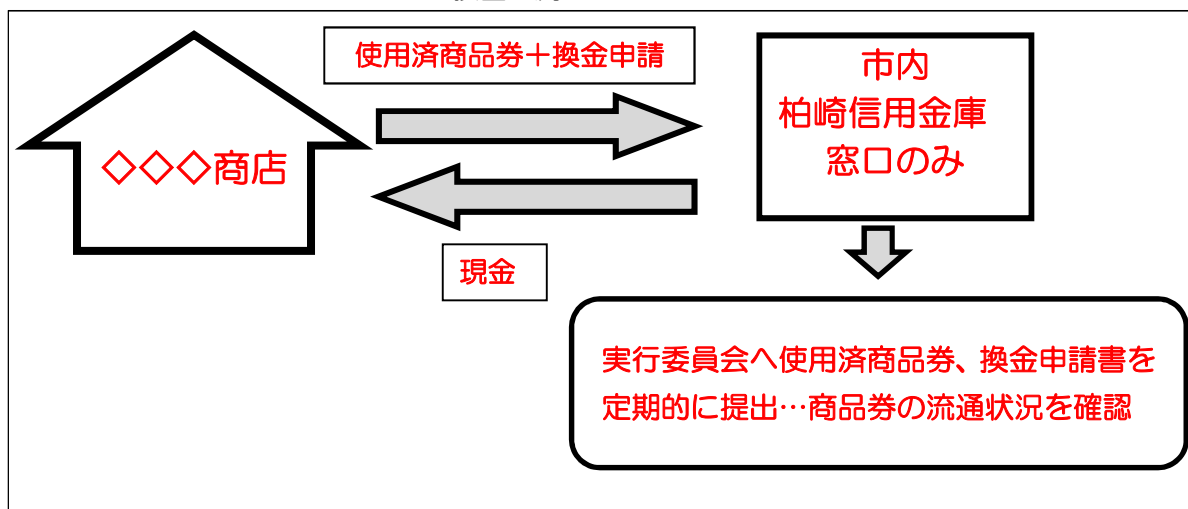
換金申請書記載例 (1枚目)

柏崎元気発信商品券 換金申請書 兼 受領証		1枚目/実行委員会(控)
※取扱店の方は、 <u>取扱店名</u> と <u>日付</u> 、 <u>換金申請枚数</u> 、 <u>換金額</u> 、 <u>取扱店番号</u> を記入してください。		
取扱店名	◇◇◇商店	取扱店番号 1 2 3 4 5 6
平成	29年 9月 1日	出納印
換金申請枚数	<input type="text"/> <input type="text"/> 5 0 枚・・・①	
換金額=①×500円	<input type="text"/> <input type="text"/> 2 5 0 0 0円	

(3)柏崎信用金庫は使用済商品券及び換金請求書の内容を確認し、その内容に間違いがない場合、換金額の現金を取扱店にその場で支払います。なお、この時、換金請求書の1枚は取扱店の受領書、1枚は柏崎信用金庫の控え、1枚は実行委員会提出用となります。

(4)柏崎信用金庫は、定期的に実行委員会へ使用済商品券及び換金請求書を持参し、換金状況を報告するものとします。⇒商品券の利用状況を実行委員会が把握するためです。

換金の流れ





### ③商品券の利用制限

商品券は、次のものには利用できません。

- (1)国や地方公共団体等への支払（税金、電気・ガス・水道料金、指定ごみ袋、粗大ごみ券、し尿くみ取り券などの公共料金）
- (2)有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、宝くじ等の換金性の高いものの購入や電子マネーへの入金
- (3)たばこの購入
- (4)事業者間決済
- (5)現金との換金、金融機関への預入れ
- (6)医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む。）
- (7)特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの利用
- (8)掛け売りへの支払
- (9)その他実行委員会が指定するもの

### ④取扱店の責務

取扱店は、次の内容を厳守してください。

- (1)商品券使用の利用制限事項以外の取引において、商品券の受取りを拒まないこと。
- (2)商品券の利用制限事項に反した商品券の取扱いを行わないこと。
- (3)受け取った商品券を換金以外の目的に使用しないこと。
- (4)商品券の取扱いについては、現金と同様の扱いをすること。「セール対象外」などの取扱いを行わないこと。
- (5)事業者間決済には使用しないことはもちろんのこと、取扱店を営む事業者が当選商品券を保持した場合、この商品券を直接換金しないこと。
- (6)取扱店であることが明確になるよう、実行委員会が配布する取扱店表示ステッカーを利用者が判断できる場所に掲示すること。
- (7)利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とすること。
- (8)商品券の額面に満たない消費があった場合でもつり銭は支払わないこと。
- (9)その他実行委員会がこの事業の趣旨に反すると認める行為を行わないこと。

## 6 【参考】福引大会について

スタンプラリー参加者からお問い合わせがあった場合は、次の内容をご案内ください。

### ①本抽選福引大会

- (1)実施日 平成 29 年 7 月から同年 10 月までの第 1 土曜日から月曜日までの 3 日間
- (2)会場 柏崎ショッピングモールフォンジェ及び柏崎 U・I ターン情報プラザ（イトーヨーカ堂前、市営駅前公営住宅隣）内特設会場
- (3)時間 午前 10 時から午後 5 時まで

- (4)景品 各月商品券1万円分を500万円(本)
- (5)抽選方法 スタンプラリーカード1枚につき1回の抽選とし、その手法は当たり玉式抽選(ガラポン)機による。
- (6)落選対応 落選者には1落選ごとに1枚ずつ再抽選券を配布し、後述する再抽選福引大会に参加誘導する。
- (7)相乗効果 実施日の内土曜日は「ほんちょうマルシェ」の開催日でもあることから、中心商店街の来街相乗効果を図るものとする。

## ②再抽選福引大会

- (1)実施日 平成29年7月から同年10月までの最終土曜日から月曜日までの3日間
- (2)会場 本抽選福引大会に同じ
- (3)時間 本抽選福引大会に同じ
- (4)景品 各月地元特産品50万円分の現物支給を原則とするが、予算の範囲内とする。
- (5)抽選方法 本抽選福引大会で落選者に配布された再抽選券1枚につき1回の抽選とし、その手法は当たり玉式抽選(ガラポン)機による。
- (6)落選対応 落選者に景品はないが、スタンプラリー期間中であれば、再度スタンプラリーに参加することをあっせんする。

抽選会 (商品券)	商品券 当選額	再抽選会 (物産等)	景品物産 予算	商品券 利用期間	商品券 換金期間
7/1~3	500本(万円)	7/29~31	50万円	7/1~ 12/31	7/3~1/19(信 金営業時間 内)
8/5~7	500本(万円)	8/26~28	50万円		
9/2~4	500本(万円)	9/23~25	50万円		
10/7~9	500本(万円)	10/28~30	50万円		

## 7 取扱店の登録取消

実行委員会は、取扱店の提出する申請書に虚偽の記載があると認められた場合、また、上記の責務を遵守しないと認められた場合には、取扱店の登録を取り消し、公表するものとします。これらにより損害金が発生した場合及び不正換金した場合には、実行委員会は当該取扱店に対し当該額を請求するものとします。

## 8 その他

実行委員会は事業の効果を検証するために、取扱店に対し、アンケートを実施させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

スタンプラリー及び元気発信商品券の事業で、事故やトラブルがあった場合には、必ず実行委員会事務局へ連絡をお願いします。

問合せ先 元気発信プロジェクト実行委員会  
 事務局 柏崎市商業観光課 商業振興係 電話23-5111(内線312) FAX24-7714(代表)  
 又は  
 取扱店集約事務局 かしわざき振興財団 施設管理室 電話41-6609 FAX22-7725

～メモ～